

国民年金保険料 免除・納付猶予制度

保険年金課 ☎66・1101

国民年金保険料を未納のままにしておくと、障害や死亡といった不慮の事態が起きたとき、年金を受け取れない場合があります。保険料の支払いが経済的に困難な方は、申請により免除または猶予される制度があります。

対象 国民年金加入中の20～59歳の方で、本人、配偶者、世帯主の所得が一定以下の方(納付猶予申請の対象年齢は50歳未満、所得審査対象は本人・配偶者)

申し込み 7月から1年間の免除・納付猶予申請は7月2日(月)～直接、保険年金課へ。(6月以前の分はご相談ください。)

※失業のほか、自然災害による被害額が財産の1/2以上であったとき、申請により保険料が免除される場合があります。

●**追納制度** 免除・猶予期間があると将来受給する年金額が減額されます。過去10年以内であれば保険料(加算金がつく場合あり)を納

付して受給額を戻すことができます。

申し込み 直接、年金事務所または保険年金課へ。

※高齢基礎年金受給者は不可

【共通事項】

持ち物 来庁者の身分証明書(運転免許証など)、申請者の個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カード、年金手帳・印鑑、離職票(失業の方、追納は除く)など、同一世帯でない方(追納は本人以外)が来庁の場合は委任状
問合先 豊橋年金事務所(☎0532・334111)

後期高齢者医療 被保険者証を更新

保険年金課 ☎66・1102

8月1日(水)から使用する保険証を7月末までに簡易書留郵便で送付します。8月以降に医療機関などを受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

※保険料額決定通知書、保険料額納入通知書などは別に郵送します。

○新しい保険証は若草色から若草色に変わります。

※有効期限の切れた保険証は8月以降に保険年金課へ返却または、裁断処分してください。

国民健康保険 高齢受給者証を更新

保険年金課 ☎66・1103

8月1日(水)から使用する高齢受給者証を7月末までに郵送します。8月以降に医療機関などを受診するときは、新しい高齢受給者証を提示してください。

※有効期限の切れた高齢受給者証は保険年金課、市民課へ返却するか裁断処分してください。

限度額適用認定証・ 標準負担額減額認定 証の更新・申請

保険年金課

後期高齢者医療 ☎66・1102

国民健康保険 ☎66・1103

○**限度額適用認定証**
医療機関窓口へ提出することと1カ月に支払う窓口負担金額が自己負担限度額までとなります。

○**標準負担額減額認定証**
入院時の食事代(標準負担

額)が減額されます。

1食あたりの入院時の食事代標準負担額減額認定証がない場合 460円

市県民税非課税世帯

・90日までの入院 210円

・90日を超える入院(申請月から過去12カ月間の入院日数) 160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上の方と後期高齢者医療保険に加入の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担額は100円。

各認定証の有効期限 7月31日(火)

◆**後期高齢者医療制度加入の方**
現在認定証をお持ちで引き続き該当となる方には、7月下旬に発送します。
新たに認定証が必要な方は、申請してください。

対象 市県民税非課税世帯の方
手続きに必要なもの
保険証、印鑑、個人番号(マイナンバー)を確認できるもの、申請者の身分証明書

◆**国民健康保険加入の方**
限度額適用認定証は申請により交付されます。

70歳以上で、現役並み所得

世帯(3割負担)でない方、市県民税非課税世帯でない方は高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりとなります。

8月以降も認定証が必要な方は、7月以降に更新手続きをしてください。新たに必要の方は申請してください。

※国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。

手続きに必要なもの
身分証明書(写真付き1点
その他2点)、印鑑、世帯主および本人の個人番号(マイナンバー)カード、認定証(更新の方)